

議第 3 1 号 呉市介護予防センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

高齢者及び障害者の介護予防のための事業を実施し、市民の福祉を増進するための施設として設置している介護予防センターのうち、倉橋介護予防センターについて廃止するものです。

2 改正の理由

倉橋介護予防センターについては、呉市公共施設に関する個別施設計画において、施設ごとの対応方針は「現状維持」とされていますが、同一敷地で隣接する旧倉橋市民センター（旧倉橋町役場庁舎及び議会棟）の解体工事に伴い、利用者の安全確保のため令和 3 年 8 月から休止しています。

また、近年利用件数も少なく、従前、定期的に利用されていた事業については倉橋市民センター等の近隣施設で支障なく実施されていること、再開に当たっては新たに電気設備工事等が必要になることなどから、倉橋介護予防センターを廃止するものです。

3 倉橋介護予防センターの概要

(1) 施設概要

所在地 呉市倉橋町字旭町 1 8 1 0 番地の 4
建設年 平成 1 2 年
施設規模等 敷地面積：1 2 0 . 1 平方メートル
延べ面積：5 5 . 8 0 平方メートル
構造・階数：鉄骨造，平屋建て
主要施設：事務室

(2) 利用状況

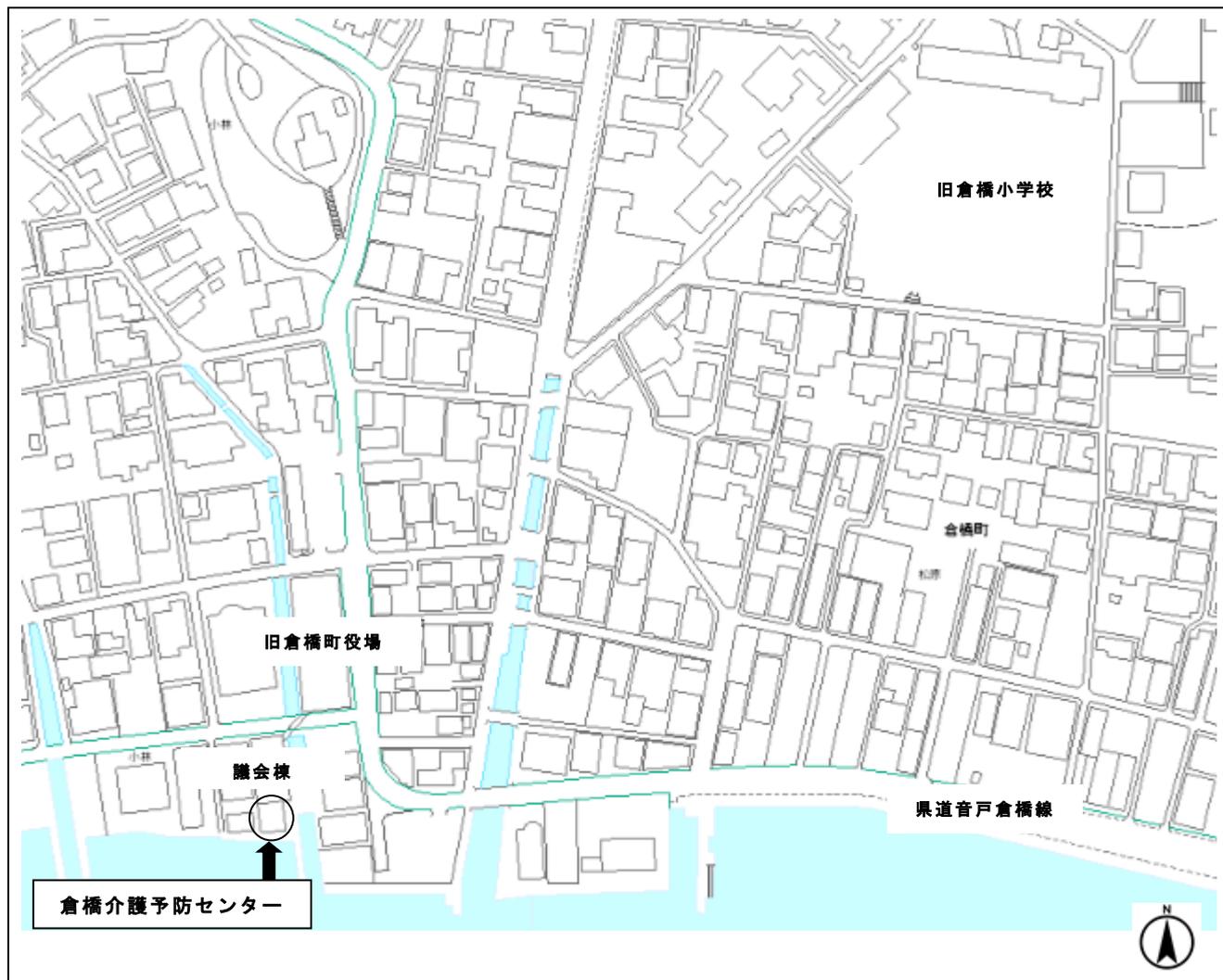
年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数	6 8 人	5 3 3 人	5 0 人	3 6 人

※ 平成 3 0 年度は、社会福祉法人呉市社会福祉協議会が平成 3 0 年 7 月豪雨による被災者の支援拠点として利用したため利用人数が増加している（利用人数 4 7 2 人）。

4 地元説明，関係者協議等

令和 3 年 8 月から 1 1 月にかけて、地元自治会等を対象として施設の廃止についての説明を行い、施設を廃止することについて合意を得ています。

5 位置図



6 施行期日

令和4年4月1日